

# 福井県中小企業金融制度のご案内

## ○中小企業向け制度融資 取扱金融機関

福井銀行、福邦銀行、北陸銀行、北國銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、  
越前信用金庫、京都北都信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、商工組合中央金庫、  
福井県医師信用組合、福井県信用農業協同組合連合会

## <令和7年4月1日付けの主な改正点等>

### ◆制度融資金利の改定

各制度融資の金利上限を変更いたします。

### ◆中小企業育成資金（一般・小口）【保証料補給対象分】

- 保証料補給対象分の要件を変更いたしました。

#### 変更前：

次の（1）および（2）に該当し、かつ次の①～⑤のいずれかに該当する中小企業者

- (1) パートナーシップ構築宣言を行っている中小企業者
- (2) 社員ファースト企業宣言にかかる登録申請を県へ行っており、「めざせ「社員ファースト企業」宣言書」（「社員ファースト企業」宣言制度実施要綱 様式第2号（第4条関係））の今後の取組項目欄において「(6) 賃金引上げ」を選択している中小企業者

- ①子育て中の男性社員の支援に取り組み、父親子育て応援企業として、知事表彰または登録を受けた方
- ②「ふくい女性活躍推進企業プラス+」の登録を受けた方
- ③「社員ファーストアワード制度」の表彰を受けた方
- ④「ふくい健康づくり実践事業所認定制度」の認定を受けた方
- ⑤「ふくいSDGsパートナー登録制度」の登録を受けた方

#### 変更後：

次の（1）、（2）および（3）に該当し、かつ次の①～④のいずれかに該当する中小企業者

- (1) パートナーシップ構築宣言を行っている中小企業者
  - (2) 社員ファースト企業宣言にかかる登録申請を県へ行っており、「めざせ「社員ファースト企業」宣言書」（「社員ファースト企業」宣言制度実施要綱 様式第2号（第4条関係））の今後の取組項目欄において「(6) 賃金引上げ」を選択している中小企業者
  - (3) 「ふくいSDGsパートナー登録制度」の登録を受けた方
- ①『ふく育応援団「従業員応援企業」』の登録を受けている方
  - ②「ふくい女性活躍推進企業プラス+」の登録を受けた方
  - ③「社員ファーストアワード制度」の表彰を受けた方
  - ④「ふくい健康づくり実践事業所認定制度」の認定を受けた方

### ◆中小企業再生支援資金

- 感染症対象型について令和7年3月31日で取り扱いを終了します。
- 新たに経営改善・再生支援強化型の取り扱いを開始します。









## ○マル経資金利子補給

日本政策金融公庫（国民生活事業）の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を借り入れた小規模事業者の方に、県が利子補給を行います。

融資対象	商工会議所、商工会等の経営指導を受け、商工会議所等の長の推薦を受けた小規模事業者
融資限度額	2,000万円
融資期間	設備資金 10年以内（うち据置期間 2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間 1年以内）
補給対象となる 借入れ	初めて利子補給を利用する場合：借入れ全額 2回目以降の利子補給を利用する場合：新規借入れ分（借換え充当分を除く）
補給内容	借入れ時から2年間、0.5%相当分

## ○各問い合わせ先

- 中小企業向け制度融資、マル経資金利子補給について

福井県産業労働部経営改革課 金融G  
福井市大手3丁目17-1  
TEL:0776-20-0373

- 保証制度、保証料について

福井県信用保証協会  
福井市西木田2丁目8-1（福井商工会議所ビル4・5階）  
TEL:0776-33-8311

- 専門家による経営相談窓口

公益財団法人ふくい産業支援センター  
TEL:0776-67-7421